

令和6年度 総合評価落札方式及びプロポーザル方式による測量業務の入札・契約 手続の実施方針

- 令和5年度総合評価落札方式等による実施状況の概要
- 令和6年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式による測量業務の入札・契約制度改善等の取組

➤ 測量業務の契約状況

- ✓ 総合評価落札方式が件数で60%、金額で94%を占めている。
- ✓ 基準点測量分野で簡易公募型価格競争案件を多く発注した。
- ✓ 履行期限平準化（第4四半期納期率）は対前年度で改善した（簡易公募型価格競争の早期発注の取組が影響していると考えられる）。

➤ 総合評価落札方式の実施状況

- ✓ のべ入札数は微減にとどまり1件当たりの平均入札者数は増加した（発注規模の拡大や前年の受注経験により、各者の参加意欲が高まったことが推察される）。
- ✓ 令和5年度も令和4年度に引き続き低入札による落札は発生しなかった。
- ✓ 令和5年度から配点点数を増加した評価項目については加点对象技術者を積極的に配置しようとする傾向がうかがえる。

➤ 賃上げ表明加点の状況

- ✓ 参加表明者の内、賃上げ表明者が約81%を占め、賃上げ表明率が前年度より上昇した。
- ✓ 令和4年度と令和5年度に2年続けて賃上げ表明した参加者が過半数を占めている。

令和5年度総合評価落札方式等による実施状況の概要

- **総合評価落札方式における技術者育成の試行**
8件試行し、作業班長型で6件若手技術者が配置された。引き続き、中長期的な技術者の育成の重要性を鑑み、試行を続ける。
- **総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行**
令和5年度においては試行件数が0件となった。令和6年度は確実な試行を期するため条件を緩和して試行予定。
- **災害対応等の活動に対する評価**
令和5年度は加点对象となる感謝状の評価対象期間外のため加点は無かったが今後も制度としては継続する。
- **総合評価落札方式における一括審査方式の試行**
写真測量31件、地図調製11件の計42件を12件の一括審査方式で試行。発注事務の負担が軽減されているため、引き続き試行を続ける。
- **出産・育児休業等を取得した技術者の評価期間の延長**
平成29年度から継続して適用中（令和5年度は簡易公募型価格競争及びプロポーザル方式を含めた全124件の測量業務に適用）。

- **総合評価落札方式における賃上げ実施企業に対する加点措置**（継続）
- **企業の新規参入、担い手の育成及び工程管理の向上を促進する取組**
 - ✓ 総合評価落札方式における技術者育成の試行（変更）
 - ✓ 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行（変更）
 - ✓ 総合評価落札方式における技術提案書の工程計画評価方法（変更）
- **総合評価落札方式及びプロポーザル方式における入札者減少への取組**
- **効率的な事務手続及びワークライフバランスの推進に向けた取組等**（継続）
 - ✓ 総合評価落札方式における一括審査方式の試行
 - ✓ ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの取組
 - ✓ 出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長

総合評価落札方式における賃上げ実施企業 に対する加点措置（継続）

➤ 賃上げ加点措置

- 総合評価落札方式の入札段階において、賃上げ実施を表明した参加企業に対し技術点として60点満点中3点（5%）の加点を継続して実施する。
- 財務省から、令和6年中は基準賃上げ率の改定を行わない旨通知済み。
（大企業：3%、中小企業：1.5%）

➤ 配点の根拠

- 賃上げ実施を表明した企業への加点について、財務大臣通知により5%から10%の加点を行うこととしている。
- これを受け、国土交通省では、入札段階において「5%の加点」を行うこととなり、国土地理院においてもこれを適用。
- これに伴い、総合評価落札方式における技術提案書の評価項目（P.6参照）「実施方針-業務理解度」のうち「当該業務の目的」の評価点を4点（1点減）「工程計画の妥当性」を3点（2点減）に変更。

令和4年度から適用済み。令和6年も継続する。

➤ 実施対象

- 令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式により発注する測量業務（令和6年も継続）

➤ 賃上げ実績の確認

- 賃上げ表明した当該落札者は、事業年度等終了後に法人事業概況説明書、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、税理士・公認会計士等の第三者による確認書等、賃上げを行った事実を確認できる書類を発注担当部署へ提出する。国土地理院へ提出された確認書類は契約課及び技術管理課において賃上げ基準を満たしていることを確認する。

➤ 賃上げ加点を受けた落札者が、基準に達していない場合

- 賃上げ基準に達していない場合、各発注機関は四半期ごとに本省経由で財務省に報告する。財務省はこれを取りまとめ、各省庁へ通知する。
- この通知から1年間、賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、**当該入札参加者に対して、加点割合よりも大きな割合の減点を行う**。(全省庁対象)
- 国土地理院の総合評価落札方式による入札では、60点満点中3点(5%)加点のため、**5%を超える減点(4点の減点)**となる。

企業の新規参入、担い手の育成及び工程管理の向上を促進する取組

- 総合評価落札方式における技術者育成の試行（変更）
- 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行（変更）
- 総合評価落札方式における技術提案書の工程計画評価方法（変更）

総合評価落札方式における技術者育成の試行(変更)

- 総合評価落札方式における技術者育成の試行制度を一部変更する

令和6年度 変更内容

- 技術者育成の試行として発注する総合評価落札方式による測量業務（作業班長型）の参加条件を緩和

・現状の技術者育成の試行として発注する総合評価落札方式による測量業務においては、同一人物を複数の案件に同時に配置することによる加点で同一業者の独占受注を防止する観点から、公示日時点で国土地理院が発注した他の技術者育成の試行として発注した総合評価落札方式による測量業務に主任技術者として配置されている技術者は、年齢による加点の有無に関わらず当該業務の履行が完了するまで、別の技術者育成の試行として国土地理院が発注する総合評価落札方式による測量業務には「配置予定主任技術者」としては参加できない制限を設けている（主任技術者型、作業班長型のいずれの発注においても制限している）。

・令和6年度から「作業班長型」の発注時に限りこの配置制限を廃止する（「作業班長型」の発注時の技術点評価においては配置予定主任技術者に対する加点優遇は無いため）

※「主任技術者型」については変更なし（主任技術者の配置制限を継続）

評価方法（変更なし）

試行形式	評価内容
主任技術者型	<ul style="list-style-type: none"> ● 配置予定主任技術者が45才以下の場合、作業班長としての実績を主任技術者としての実績と同等に評価する ● 配置予定主任技術者の年齢に応じて加点評価する（45才以下+1点、40才以下+2点）
作業班長型	<ul style="list-style-type: none"> ● 配置予定作業班長の実績・成績・表彰の加点評価は実施せず、保有する技術者資格、CPD取得のみを加点評価する ● 配置予定作業班長の年齢に応じて加点評価する（40才以下+3点、35才以下+6点）

目標件数（変更なし）

- 令和6年度の目標件数は、令和5年度と同様に主任技術者型5件、作業班長型10件とする。

総合評価落札方式における技術者育成の試行(変更)

令和6年度 変更内容のイメージ

 :黄色ぬりつぶし箇所が改正部分

現行制度			当該技術者は国土地理院が発注した他の技術者育成試行の案件の		
			主任技術者型に		作業班長型に
			年齢加点を受けて主任技術者として従事中	年齢加点を受けずに主任技術者として従事中	主任技術者として従事中
国土地理院が発注しようとしている技術者育成試行案件の	主任技術者型に	主任技術者として	配置できない	配置できない	配置できない
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる
	作業班長型に	主任技術者として	配置できない	配置できない	配置できない
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる



改正後			当該技術者は国土地理院が発注した他の技術者育成試行の案件の		
			主任技術者型に		作業班長型に
			年齢加点を受けて主任技術者として従事中	年齢加点を受けずに主任技術者として従事中	主任技術者として従事中
国土地理院が発注しようとしている技術者育成試行案件の	主任技術者型に	主任技術者として	配置できない	配置できない	配置できない
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる
	作業班長型に	主任技術者として	配置できる	配置できる	配置できる
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる

総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行(変更)

- 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行制度を一部変更する

令和6年度 変更内容

令和5年度の発注案件で業務チャレンジ型の試行として発注に適する総合評価落札方式による測量業務が無く試行件数が0件となったこと、また、入札者減少への対応取組の一環として新規参入を促す観点から令和6年度の業務チャレンジ型の試行においては、対象業務を「予定価格がおおむね1,000万円前後」から「予定価格がおおむね2,000万円以内のもの」に拡大する。

※予定価格の上限以外の内容（配点等）は変更なし

契約方式	総合評価落札方式（簡易型1:1）
業務成績	評価対象としない
優良表彰	評価対象としない
測量技術者資格	加点して評価
業務継続教育（CPD）取組	加点して評価
対象業務	各業務種別（基準点測量、写真測量、地図調製）からそれぞれ1件程度、予定価格がおおむね 2,000万円以内 のものから選定

■ 総合評価落札方式における技術提案書の評価方法を一部変更する

変更の背景

- ・総合評価落札方式における技術提案書の評価項目である「工程計画」の評価結果においては大部分が満点となっており平均得点が高止まりし、ほとんど差がつかない状況となっている。
- ・一方、総合評価落札方式における技術提案書の評価項目である「実施方針」については令和4年度に評価区分を2段階から3段階へ変更したところ満点者の割合が大幅に減少し、得点に差がつく状況が生まれている。
- ・これらを踏まえ令和6年度においては「工程計画」の評価においても、より適切な計画の提案者に優位な加点を付与するため評価区分を細分化し中間点を設けることとする。

変更内容

工程計画の評価区分を2段階から3段階へ変更する。

現行

工程計画	実施手順	【原則として設定する項目】 工程計画の妥当性を評価する。	配点 3
		ア 当該業務の工程を適切に示している。 ① 適切に示している。(3点) ② 適切に示されていない。(0点)	



変更後

工程計画	実施手順	【原則として設定する項目】 工程計画の妥当性を評価する。	配点 3
		ア 当該業務の工程を適切に示している。 ①実施すべき工程を過不足なく適切に示している。(3点) ②基本的な工程を適切に示している。(1点) ③適切に示されていない。(0点)	

総合評価落札方式及びプロポーザル方式における入札者減少への取組

➤ **早期発注の取組**

- ・ 6月までの早期発注
- ・ 納期の平準化

➤ **新規参入を促す取組**

- ・ 総合落札方式における業務チャレンジ型試行制度の上限額引上げ
- ・ 発注業務の参加要件緩和及び業務内容の検討
- ・ 予算確保による継続的な業務発注

➤ **情報提供**

- ・ 業界団体への情報提供
- ・ 発注予定情報の公表

➤ **原因分析と改善**

- ・ ヒアリング調査の実施
- ・ ヒアリング調査結果の分析

効率的な事務手続及びワークライフバランスの推進に向けた取組等（継続）

- 総合評価落札方式における一括審査方式の試行
- ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの取組
- 出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長

総合評価落札方式における一括審査方式の試行(継続)

対象業務の条件

- 以下の①～④を全て満たす測量業務は一括審査方式を適用できるものとする
 - ① 総合評価落札方式で行われる業務
 - ② 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一の業務
 - ③ 業務の目的・内容及び技術力審査・評価の項目（実施方針又は評価テーマを含む）が同一で、業務規模が同程度の業務
 - ④ 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務

対象業務の例 電子国土基本図更新、空中写真撮影、航空レーザ計測

対象外とする業務

上記対象業務の条件を満たしていても以下に該当する場合適用対象外とする

- 総合評価落札方式における指名段階の評価項目として地域貢献度等を設定する業務
 - ✓ 地域貢献度：当該地域での災害協定に基づく業務実績の有無を評価するもの（指名段階）
 - ✓ 地域精通度：一定の地域内における「本店」又は「支店又は営業所等」の有無を評価するもの（指名段階）

※ただし、一回の一括審査の対象業務すべてで同じ地域貢献度等を設定する場合は、試行を可能とする

対象外の業務の例 基準点測量、水準測量

実施方法

- 令和6年度は引き続き、「写真測量」「地図調製」「地理調査」業務のうち、同一日に開札する業務（条件を満たすもの）については、原則、一括審査方式の試行とする
- 落札決定を行う業務の順番を手続開始の公示及び入札説明書において明らかにする

ウィークリースタンス(継続)

目的

- 土日は「働かない」、「働かせない」ことなど、1週間単位の計画的な仕事の進め方を受発注者双方で明確にして業務にあたる取組を「ウィークリースタンス」と命名して実行し、業務の効率化、業務の円滑な実施と成果品の品質向上を図る

実施内容

業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で具体的に取る組む内容を確認・調整して、具体的な進め方を設定して実施する

【対象】 全ての測量業務

【設定項目】

- ① 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない
- ② 休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない
- ③ ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない
- ⑤ 内容に見合った作業期間を確保する
- ⑥ その他受発注者間で確認・共有する



◆進め方

- (1) 特記仕様書に、ウィークリースタンスを実施することを明記する
- (2) 業務受注者はチェックシートを作成し、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、①～⑥の実施内容を設定する
- (3) 依頼・回答等についてはワンデーレスポンスの取組に準じる

目 的

- ▶ 受注者により業務上の質問・協議があった際は原則として「その日のうち」に回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の実施を可能にする

実施内容

【対象】 全ての測量業務

【実施する事項】

- ✓ 業務履行中に受注者から業務内容等について質問・協議があった場合には、「その日のうち」に回答することを原則とする
- ✓ 回答に検討期間を要する場合等「その日のうち」に回答が不可能な場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設定し、確実な回答に努める

【留意点】

- ✓ 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する
- ✓ 回答に重要な判断を必要とする場合は、関係部署の統一見解を確認する等、回答内容を確実なものとする

令和6年度の取組

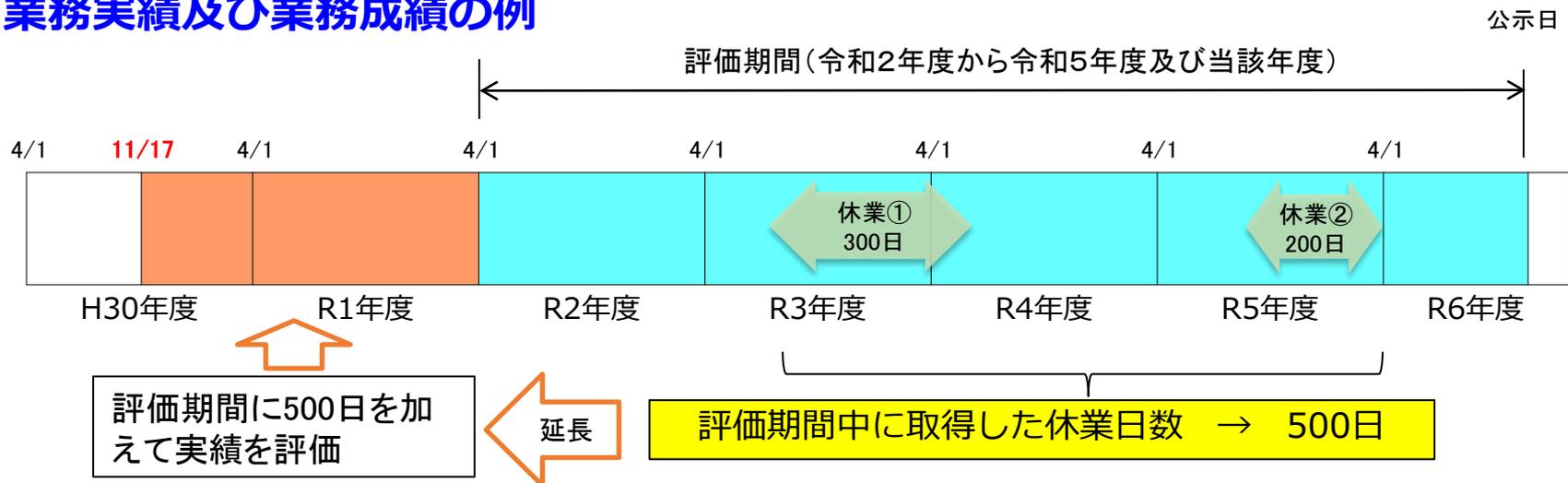
- ✓ 発注担当者に目的・取組内容を徹底する
- ✓ さらに、着手時打合せの際に、受注者にワンデーレスポンスの内容をあらためて周知し、受発注者双方で着実な実施に努める
- ✓ 業務実施中にも適切な対応ができているか自己点検する
- ✓ また、今後の改善に資するため、納品時にも実施状況を確認する

令和5年度実施状況

- 配置予定技術者が、評価の対象期間中に出産・育児・介護等の休業を取得していた場合には、休業期間に相当する期間を評価の対象期間に加える。(平成29年4月公示から継続して実施)
- 対象とする評価項目(主任技術者、作業班長)
「業務実績」、「業務成績」、「優良表彰」、「継続教育(CPD)の取組姿勢」

評価期間延長の概要

業務実績及び業務成績の例



今後の取組

- ワークライフバランスの推進及び中長期的な担い手確保の取組として、令和6年度も継続して実施する。